



協同の歴史の瞬間

第120回

1947(昭和22)年11月19日 「農業協同組合法」公布 12月10日 施行



監修 **堀越芳昭**
山梨学院大学 元教授

前回はGHQ「農民解放指令」に基づき農地改革が進められたことをみた。今回は上記「指令」に基づき農業協同組合法が検討されるが、その過程を追っていく。

1946(昭和21)年3月15日に農林省作成の「農業協同組合に関する第一次案」をGHQに提出する。さらに、第二次案、三次案を提出するがGHQの認めるところとならなかった。

この状況を変化させたのが1947(昭和22)年1月5日のスケンク天然資源局長と和田農林大臣との会談であった。会談後、スケンク局長は「覚書」で農業会の清算、協同組合原則に立脚した組織づくりを強調した。

これ以降、GHQと農林省による協同作業により農協法案等づくりが行われ、新しい農業協同組合法は11月19日公布、12月10日施行となる。これに伴って農業会は翌年8月14日までに解散することになった。

■ 初期の農林省案(第一次案～三次案)の特徴

GHQは1945(昭和20)年12月9日に「農地改革についての連合軍最高司令官覚書」(いわゆる「農民解放指令」)を我が国政府に指示した。その内容は、農地改革の実行計画ならびに農地改革によって自作農になった農民が再び小作人に転落しないための「農業協同組合運動を助長し奨励する計画」を1946(昭和21)年3月15日までに提出するよう求めていた。

この指示に対し、政府はGHQが求めた上記の期限である3月15日にその計画を農林省よりGHQに提出した。これが「農業協同組合に関する第一次案」と呼ばれ、「小作人が自作農となりたる場合再び小作人に転落せざることを保証する制度」について説明したものであった。第一次案の特徴は次の点に要約される。

- ①性格は生産協同体としての色彩が強いこと。
- ②組織は集落における「農業実行組合」を末端組織としていること。
- ③組織機構を全国、都道府県、市町村、集落という一定の枠のもとに固定していること。
- ④一般の農協については強制加入制度をとっていること。
- ⑤総合農協のほかに専門農協を認め、農協に強力な統制機能をもたせていること。

以上のように、農林省案は組合の設立や運営について自主性が欠如しており、また、農業会との関係では農協での漸進的移行の道を開いていた。（『新版 協同組合事典』p 340より）

さらに農林省は上記の構想に基づき「農業協同組合法案要綱（第二次案）」を作成し6月22日に閣議決定した。しかし、GHQは第一次案を引き継いだこの第二次案に強い反対を表明したため廃案となった。それから約半年後の11～12月、農林省農政局は農政課試案（第三次案）を省内関係部局・大蔵省・GHQその他関係団体に連絡したものの、法案として日の目を見ることはなかった。

■ スケンク局長と和田農林大臣との会談

こうした状況を打破する第一歩となったのが1947（昭和22）年1月15日のGHQ天然資源局長スケンクと和田農林大臣との会談で、その会談を受けてスケンク局長は和田大臣に次のような指示を出した。一部省略したもののその要約は以下のとおりである。

農業会の清算及び農業協同組合の設立のための 新立法についてのGHQ天然資源局覚書

（昭和二二年一月一五日 GHQ天然資源局長より和田農林大臣に指示）

農業会の清算及び農業協同組合の設立のための新立法について

- 一、本日和田氏と会談を行つた。
- 二、農林省に対する指示は次のとおりである。
 - イ、食糧集荷に関連するすべての機能を果たすための政府機関の設立案を提出すること。
 - ロ、農業協同組合を次の諸原則に従つて組織するための法案を提出すること。
 - （1）任意にして、自由な組合員制度
 - （2）民主的な代表制度
 - （3）資本の使用に対する利率を制限すること。利率は法定利率とほぼ等しいものとする。

(4) 事業に關与した程度に応ずる利潤の分配

(5) 将来制定さるべき独占禁止法令の制限に従う範囲で、組織及び連合の機会を与える。

(6) 施設の所有又は支配

(7) 教育の促進

(8) 租税の優遇措置

ハ、上述の口に要請されているところと同時に制定さるべき次の内容の法案を提出すること。

(1) 農業団体法の廃止。及び

(2) 新立法案の公布の日から八ヵ月以内に、現存の農業会の清算を行うこと。

二、現在農業会によりなされているところに代り、すべての農民がその望むところにより、利用しうる技術上の勧告を行うサービス機関の設立案を提出すること。

天然資源局長 中佐 ヒューバート・G・スケンク

(小倉武一・打越頭太郎監修『農協法の成立過程』p111～113から引用)

覚書のタイトル「農業会の清算及び農業協同組合の設立のための新立法について」からもわかるようにGHQは農業会について、全く否定的であることがわかる。さらに、最後のところでも「新立法案の公布の日から八ヵ月以内に、現存の農業会の清算を行うこと」「農業会に代わるサービス機関の設立案を提出すること」と念を押している。わが国政府の法案が「農業会との関係では農協での漸進的移行の道を開いていた」ことを強く否定した。

さらに「それまでの農林省案が組合の設立や運営について自主性が欠如」していたことに対し「自由な組合員制度」「民主的な代表制度」等を前面に出すなど協同組合原則に立脚した農業協同組合を組織させようとする意図がはっきりうかがわれる。

■ GHQと農林省の協同作業による法案作り

～「農業協同組合法」「農業団体整理法」11月19日公布、12月10日施行～

GHQはさらに同時期(1947<昭和22>年1～2月頃)に、三十二条からなる「農業協同組合法案—GHQ天然資源局第一次案—」を農林省に提示した。

これを受けて農林省は農政局農政課による「農業協同組合法案—第四次案」を3月頃に、4月には「第五次案」を作成した。これに対しGHQは5月15日付で「GHQ天然資源局第二次案」を農林省に提示した。

農林省は5月24日に「第六次案」、6月26日「第七次案(のちに廃案)」、7月10日「第八次案のⅠ」を、同月31日には「第八次案のⅡ」を作成した。GHQは

この法案を承認し、農協法案は8月5日に閣議決定（「農協法案並びに農協法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律案」）され、8月9日新憲法下の第1回国会に提出され、10月18日に可決、＜農業協同組合法＞＜農業団体整理法＞11月19日公布、12月10日施行となった。これに伴って農業会は翌年8月14日までに解散することになった。



こうした流れを見ると農協法の成立は、GHQと我が国政府（農林省）との協同作業であり、さらに急ぎ作成された背景には「わが国農政史上画期的な農地改革が1947（昭和22）年には大部分が終了」しそうだったことが挙げられよう。

こうして成立した農協法は、協同組合原則に基づいて、わが国の伝統的な農業団体法の面目を一新する形式と内容を具備するものとなった。

＜参考文献＞

小倉武一・打越顕太郎監修『農協法の成立過程 復刻版』協同組合経営研究所 2008年
『新版 協同組合事典』家の光協会 1986年
米坂龍男『四訂 農業協同組合史入門』全国協同出版 1982年